

G・A・コーエンによるアマルティア・セン批判の背景

―自由をめぐる対立と正義の状況―

園 辰 也

序

マルクスの歴史理論の研究者としてキャリアをスタートさせたG・A・コーエンは、アマルティア・センやロバート・ノージックの著作に触発され、正義をめぐる政治哲学の議論に足を踏み入れた。政治哲学者としての彼の主な関心は、自身の思想的な出自であるマルクスに由来する平等のアイデアを具体的な分配の構想へと結実させることと、その平等主義的な分配を既存の社会において実現するためのアプローチを特定することの二点に絞られると言えよう。

このうち前者の課題に対する彼の取り組みは、センの著作に強い影響を受けていると思われる。⁽¹⁾ 実際、彼が提示した「アドバンテージへのアクセスの平等 (equality of access to advantage)」という分配の構想は、ある点においてセンのケイパビリティ・アプローチと非常に似通っている。それは、人々の実際の生活に即した分配の評価基準を用いることで、彼らが真に直面している不利益を特定し、その是正を目指す点である。

両者の構想は、この点においてジョン・ロールズの著作を出発点とする従来の平等主義的な正義の諸構想の中で卓越した地位を占めていると言える。

しかし、そうした共通点の一方で、コーエンは「何の平等か？ 厚生、財、ケイパビリティについて (Equality of What? On Welfare, Goods, and Capabilities)」(以下「厚生、財、ケイパビリティ」)において、センのアプローチに対する批判を展開している。その批判は、不利益を被る人々に対する社会的補償の場面で彼らの選択の自由をどの程度まで保障するべきかに関して、両者の構想の間に決定的な相違があることを意味している。

本稿では、まず両者の分配の構想に共通する基本的性格を確認した上で、センのケイパビリティ・アプローチとそれに対するコーエンの批判を検討することで、両者の分配の構想における自由の位置づけをめぐる対立を浮き彫りにする。その上で、この対立の背景にあると思われるコーエンの考えを明らかにすることが本稿の目的である。

一、アドバンテージと機能

両者の違いについて考える前に、まず両者が共有する点について触れたい。先述のとおり、それは、人々の実際の生活に即した評価の視点をを用いることで、彼らが被っている不利益を正確に捕捉しようと試みる点である。

コーエンが人々の境遇を評価するための視点として提示した「アドバンテージ (advantage)」は、彼らがどれだけ物理的財や身体的・精神的な資質 (これらを合わせたものを「資源 (resource)」と呼ぶ) を有しているか、あるいは彼らがどの程度の快や欲求の充足 (これらの精神上にもたらされる作用を「效用 (utility)」と呼ぶ) を得ているか、といった様々な事実から影響を受ける彼らの生活の質そのものに焦点を合わせた包括的な評価基準である。[Cohen 2009 p. 28] コーエンがこうした考えを提示したのは、資源や効用などのある特定の観点のみから人々の境遇を測ろうとすれば、考慮すべき重大な不利益が見落とされてしまうからである。

コーエンはこのことを次のような二つの例で説明する。まず、足の不自由な人々に車いすを給付する例である。[Cohen 1989 pp. 917-918] この場合、効用の観点のみから給付の対象となる人々を特定しようとする「厚生上の平等 (equality of welfare)」の立場からは、障害という困難にもめげずに陽気に生きている人が対象から除外されてしまう。それは、彼に追加的な資源を与えなくても彼の効用は十分標準的な水準に達して

いるからである。つまり効用のみを基準とすれば、同等の障害を負っている人々に対する処遇が異なる可能性が生じ、最悪の場合、一部の人々の障害は全く顧みられないことになる。

次にコーエンが検討するのは、身体的な能力の面では何の不足もなくむしろ人よりも優れているものの、体を動かす際激しい苦痛に襲われ、それを取り除くためには車いすほど高価な薬が必要な人の例である。[Ibid. pp. 918-919] この場合、各人の資源の保有状況を唯一の基準として平等を追求する「資源の平等 (equality of resources)」の立場では、彼には足の不自由な人々と同等の受給資格はないと見なされてしまう。というのも、その苦痛が彼の生活をいかに陰鬱にするとしても、彼の身体的な能力が維持されている限り、彼は補償に値する不利益を被っていないと見なされるからである。つまりこの場合、彼は障害を負っている人々と同等、あるいはそれ以上の効用の面での不利益を被っていないながら、資源のみを基準とすれば、彼のそうした不利益が全く顧みられないのである。

コーエンは、この二つの不利益 (足の障害と苦痛) はともに、それを被った人にとつては避け難い不利益であり、その点で違いはないはずだと言う。[Ibid. p. 920] つまり、両者はそれを被った人自身の過失によらない非自発的不利益として同等であるのに、ある観点が特化すると、一方は考慮するが他方は考慮しないという恣意的な事態が生じてしまう。コーエンはこうした事態は避けなければならないと考える。なぜなら彼によれば、平等主義的な分配の構想の真の目的は非自発的不利益の是正その

ものであり、自己の過失によらないという点において違いがなければ、あらゆる観点からの不利益は同様に是正されなければならぬからである。[Ibid, p. 916]

コーエンはこの目的を自覚的に追求した結果、人々の境遇を特定の観点から切り取って見ること（つまり不利益の単一の形式のみに関心を寄せること）を否定し、様々な観点からもたらされる情報を一定の条件下で——この条件については後述する——同様に顧慮しうる包括的・多元的な評価基準としてのアドバンテージに至った。その意味で、それは多様な要因から影響を受ける人々の生活の質そのものに焦点を合わせた分配の評価基準であると言える。

ところで、こうした志向性はセンのケイバビリティ・アプローチと共通する。というのも、このアプローチの基礎である「機能 (function)」もまた、人々の生活の質を見極める上で中心的な要素でありながら、財や効用といった局地的な観点によっては汲み取れないものを明確化する試みであるからだ。センはそれを、財と効用という二つの観点に対する批判から導出する。

まず、彼は財の観点について次のように批判する。財の観点からは、もし人々が同量の財を保有しているならば、彼らの間に重大な不平等はないと見なされる。しかし、たとえ同量の財を保有していたとしても、それによってどのような暮らしを実現できるかは人々の間で大きく異なる。例えば、障害のある人が健康者と同量の財によって達成できることは健康者よりも明らかに少ないはずである。[Sen 2009 p. 66] こうした事実

無関心な点で、財の観点は、人々が実際に直面している不利益・不平等を正確に捉えることができない。

他方で、彼は効用の観点について次のような問題を指摘する。それは、過酷な状況に置かれた人々はその境遇を受け入れやすいものにするために慎ましい望みしか持たなくなり、些細なことにも喜びを見出すようになる、という問題である。[Ibid, p. 282] 例えば、奴隷はたまたま機嫌のよかった主人にいつもより早く床についていいと言われただけで心を躍らせてしまう。このような問題のため、効用という基準は人々が被っている明白な不利益・不平等（上の例でいえば、奴隷の扱いを受けること）に対してしばしば盲目的となる。

これらの批判から、センは生活の質そのものにより焦点を合わせた観点としての機能を提示する。この機能とはある人にとって達成可能な行為や状態のことであり、それは財の保有を通じて彼にもたらされるものであると同時に、彼が効用を得るための契機となるものである。[Sen 1985 pp. 10-11] 例えば、食物の保有が可能にする栄養を摂取することや飢えないことがここでいう機能であり、その達成を通じて快や欲望の充足が得られる。センが財でも効用でもなくその中間にある機能を情報的基礎に据えたのは、第一に、財自体ではなく財によって人が何を達成できるかこそが彼の生活の質にとって重要であり、第二に、人の実際の暮らしを極めて不確かな形でしか反映しない彼の精神上的の反応（すなわち効用）より、そうした反応を生み出すもととなる彼の達成にこそ焦点を合わせるべきだと考えた

ためである。[Sen 1982 p. 368]

以上の議論からは、アドバンテージと機能の共通点が見えてくる。第一に、両者はともに人々の生活の質そのものに焦点を合わせるために、単一の尺度から人々の境遇を切り取って見ることを否定し、一つの単位に還元できない多様性を取り込んだ包括的な評価基準である。アドバンテージは資源、効用やその他の観点からもたらされる情報を同様に取り込もうとする多元的な評価基準であり、機能もまた長寿・栄養・基礎的健康・疫病の防除などに関する基礎的なものから、会いたいと思う人の近くにいることやコミュニティ生活において役割を果たすこと、あるいは職業に関わる技能を身につけることといった高度なものまで多種多様な行為や状態を含んでいる。[Sen 2009 p. 233 / Sen 1982 p. 461]

第二に、両者はともに、従来の分配的正義の議論において広く用いられてきた財(資源)か効用かという二元的な枠組の修正をせまるものである。この点に関してコーエンは、「厚生、財、ケイパビリティ」において、センが人々の境遇を評価する上で、彼らが財や効用の面で何を得ているかではなく、その中間の領域で何を達成することができるかへと評価の重点を移行させたことを、従来の正義の議論に対する「非常に飛躍的な前進」(Cohen 2009 p.10)として高く評価する。この移行は、財と効用の二元的な枠組みからの移行として一般化すると、まさにコーエンがアドバンテージにおいて意図したことと一致する。

二、実質的な選択の自由としてのケイパビリティ

ところがこうした共通性の一方で、両者の構想の間には明確な違いが存する。この違いについて議論するためにまず確認しなければならぬことは、上述した機能があくまでもセンのアプローチの基礎的な単位に過ぎないことである。

たしかにセンは人々の機能に、つまり彼らが何を達成できるかに着目することの重要性を強調する。しかし彼にとつてそれと同様に重要なのは、彼らがどのようにそれを達成できるか、ということである。より具体的に言えば、人が最終的にある機能を達成したか否かという点だけではなく、その達成の過程に彼自身の選択が反映されたか否かもまた彼の境遇を評価する上では重要である、というのがセンの立場である。こうした立場は次の一節に表されている。

ケイパビリティ・アプローチでは個人の優位性を、人が価値を認める理由のあることを行なうケイパビリティによって判断する。……ここでの焦点は、人が行なう価値があると認めることを実際に行なう自由にある。明らかに、我々が最も高い価値を認めることは、我々にとつて達成できることが特に重要なものである。しかし、自由というアイデアは、我々が何を欲するのか、我々が何に価値を認めるのか、そして究極的には我々が何を選択するかを、自分で決められるという自由も尊重する。[Sen 2009 pp. 231-232]

この個所でセンは、人が価値ある事柄を達成しえることのみならず、それに先立って彼が何に価値を認め、何を選択するかを彼自身で決められるということもまた、自由というアイデアに基礎を置くケイパビリティ・アプローチにおいては尊重されなければならないと言う。

ここからセンは機能より包括的な概念である「ケイパビリティ (capability)」を提示する。センによれば、このケイパビリティとは「我々が価値を認める理由のあるものという観点から、互に比較判断することのできる諸機能の様々な組み合わせを達成する能力」(ibid. p. 233) である。すなわち、それは、ある人が十分な理由に基づき価値を認めうる諸機能の様々な組み合わせ——この一つ一つの組み合わせが特定の生き方・あり方を表している——が、それらの間の比較を通じて、一つの組み合わせを決定することが可能なものとして、つまり選択可能なものとして彼に実質的に開かれていることを表す概念である。より簡潔に言えば、それは様々な価値ある生き方やあり方に対する実質的な選択の自由と言ひ換えることができるものである。(上山 二〇〇四 一八一頁) センは価値ある諸機能の達成だけではなく、その過程におけるケイパビリティの有無にまで視野を広げることで、人々が持つ選択の自由の大きさを、も彼らの生活の質の評価に組み入れようとする。

センはこのケイパビリティという視点の重要性を、政治的・宗教的理由から自発的に断食している裕福な人と飢饉の犠牲者の例を用いて説明する。(Sen 2009 p. 237) この場合、両者の

達成した状態(すなわち栄養不足) は同じでも、自己の選択によつてその状態に至った前者の境遇のほうが、その状態に陥らざるをえなかった後者よりも明らかに恵まれたものである。しかし、最終的な機能の達成のみに着目する場合にはこの違いが見過ごされてしまう。センはこうした理由から、人々の生活の質を評価する試みにおいてケイパビリティという観点が持つ有効性を主張する。

それでは、センのアプローチにおいて機能の達成とケイパビリティのどちらがより優先的な地位を占めるのであろうか。すなわち、センにとつて人々の生活の質を評価する上で最大の関心は、彼らが価値ある諸機能を実際に達成できたか否かという点にあり、その過程でのケイパビリティの有無(つまり達成された諸機能の組み合わせ以外にも選択可能な組み合わせを有していたか否か) はそれに追加される補足的な情報として扱われるのであろうか。それとも、ケイパビリティの有無こそが中心的な問題なのであろうか。

この点に関するセンの見解を明確にする上で手がかりになると思われるのは次の一節である。

もし仮に、自由が手段としてのみ評価されるのであれば、潜在能力アプローチによる福祉の評価は、その折々の潜在能力集合から選ばれた機能の組、すなわちひとが実現する機能の組の評価となら異ならないものとなるだろう。しかし、ひとの福祉にとつて自由がなんらかの内在的な

価値をもつと考えられる場合には、潜在能力集合の評価はそこから実際に選ばれた要素の評価とは必ずしも一致しない。問題の本質は、手段としての役割を越えて、……われわれが自由に価値を認めるか否かにある。(セン〔鈴木訳〕一九八八「日本語版への新しうてびき」六頁)

「潜在能力」はケイパビリティの訳語である」

ここでセンは、機能の達成に中心的な地位を与えるか、あるいはケイパビリティに個々の機能の達成から独立した地位を与えるか、という問題は結局、(ケイパビリティ概念によつて体现されている) 選択の自由そのものにどのような価値を認めるかに依存する、と言う。すなわち、もし選択の自由に手段としての価値しか認められないならば、選択可能な諸機能の組み合わせの集合としてのケイパビリティは、そこに含まれている個々の機能の達成を保証する実質的な機会の束ということ以上の意味を持たなくなる。つまり、この場合ケイパビリティは機能の達成という中心的な価値の実現を確保する経路のようなものに過ぎず、その重要性は機能の達成に付随するものではない。他方、選択の自由そのものに内在的な価値が認められるならば、ケイパビリティには、そこに含まれる個々の機能の達成から独立した意義が認められることになる。

では、セン自身は選択の自由にどのような価値を認めているのだろうか。我々はこの点を検討することで、センが機能の達成とケイパビリティのどちらにより中心的な意義を見出している

のかを確認することができるはずである。この点に関するセンの見解は次の一節に表れている。

自分の暮らしを選択するという自由は、人々の福祉に対して大きな貢献をなすこともできるが、そのような福祉の観点を超えて、自由そのものを重要なものと見なすことができるだろう。考え、選択することができる「こと」は、人間の生活の重要な一側面である。[Sen 2009, p. 18]

文中の「福祉 (well-being)」とは、センによれば、人が現に達成している行為や状態(すなわち人の実際のあり方)がいかにかに良いかに関わる言葉であり、人が持つ機会がいかにかに恵まれているかに関わる「好機 (advantage)」と区別される。[Sen 1985, p. 5] それを踏まえて説明すると、センはここで、人々が実際にどの程度価値ある機能を達成できているかという観点とは独立に、彼らがどの程度選択の自由を有しているかという点もまた重要であると述べている。つまり彼はこの個所で、人間の生活においては考え、選択する自由がそれ自体として価値を持つと主張しているのである。

またセンは同書の別の個所で、満たされるべきニーズを有する存在という側面のみから人間を捉えようとする見方を「人間に対する、かなり貧弱な見方」[Sen 2009, p. 250] であると批判した上で、次のように言う。

我々は、我々のニーズが考慮されなければならない「受動者」であるだけでなく、何に価値を認め、我々が価値を認めるものをどのように追求するかを決める自由が、我々自身の利益やニーズをはるかに越えることのできる「能動者」でもある。我々の生活の重要性は、我々自身の生活水準やニーズの充足という小さな箱に閉じ込めることはできない。受動者としての明らかなニーズは、それ自体、重要ではあるが、能動者の理性的価値観の重要性を覆い隠すことはできない。(Ibid. p. 252)

この節においては先の引用個所以上に、人が自ら評価・選択する自由の意義が強調されている。ここでのセンの議論を踏まえると、例えば栄養に関する機能のように、すべての人にとって明らかに必要不可欠な機能であっても、その達成が画的な仕方でも（例えば対象となる人々全員に栄養剤の点滴を施すことでも）図られるとしたら、それはニーズの充足を待つ「受動者」としてのみ人間を扱っており、人間の生活を非常に限定的な観点から捉えた（つまり人間の生活を「小さな箱に閉じ込める」）処遇として批判されるべきものとなるだろう。というのも、センによれば、人間は「受動者」としての側面以上に、主体的に評価・選択する「能動者」としての側面を強調されるべき存在であり、ある人は政治的・宗教的な信念を貫くために栄養の摂取をあえて拒絶するかもしれないし、また他の人は栄養の摂取に価値を認めるとしても、点滴以外の仕方でもそれを達成することを選択す

るかもしれないからである。

ここからは、センが人の生活の質を評価する上で、ケイパビリティに対して単に機能の達成から独立した価値を認めているだけでなく、相対的に大きなウェイトを与えていることが分かる。というのも、この個所でセンは選択の自由に、人々の生活を「受動者」という狭隘な視点から解放するための特別な地位を与えており、彼にとってケイパビリティが、機能の達成（つまりニーズの充足）という視点に対して卓越した意義を持つことは明らかだからである。

さらに別の個所でセンは、何に価値を認め何を選択するかを自ら決定する内省的な活動の主体としての人間に関心を集中する試みとして自身のアプローチを特徴づけている。（セン（鈴木村訳）一九八八「日本語版への新しいびき」四頁）これらを踏まえれば、センは個々の機能の達成それ自体よりも、その過程におけるケイパビリティにこそ中心的な地位を与えていると結論づけることができるだろう。

三、自由の取り扱いをめぐる相違

このようにセンは、機能の達成以上に実質的な選択の自由としてのケイパビリティを重視し、人々の境遇を評価する上でそうした自由が持つ内在的かつ中心的な価値を支持するが、コーエンがセンと袂を分かつのはまさにこの点においてである。コーエンは、センが機能を超えてケイパビリティに中心的な価

値を置く点に強く反対する。というのも、彼は人々の暮らし向きの向上を図る上で中心的な課題は機能の達成が社会的に保障されることそれ自体であるべきだと考えるからである。この点についてのコーエンの見解を説明する上でまず注目すべきは「厚生、財、ケイパビリティ」の中の次の一節である。

財の所有は人々に対して、望ましい状態を可能にする。通常、彼らはその可能性を彼ら自身で、すなわちケイパビリティの行使によって実現するが、……重要なのはその可能性であり、それに対応するケイパビリティは派生的に重要であるに過ぎない。〔Cohen 2009, p. 22〕

ここでコーエンは、財によつて人が望ましい状態に至ること（つまり機能が達成されること）が可能になるという事実こそが重要であり、その達成の過程におけるケイパビリティの有無は二次的な重要性しか持たない、と指摘している。

このことをより具体的に説明するために彼は食品を例にとる。以下がそれである。

食品が人々にもたらす主要なよいことは、それによつて彼らの栄養が満たされることである。もちろん人々は一般的には、自分で栄養を摂取することで、……すなわち食物の保有が彼らに与えるところの栄養の摂取に関するケイパビリティの行使によつて、栄養が満たされた状態

になる。しかし食品が人に彼自身の栄養を満たすためのケイパビリティを与えるという事実は、食品により彼の栄養が満たされることが可能になるという事実と同じではない（し、より重要性が低い）。……彼がその可能性を自分自身で、特微的に実現するということは追加的な（また通常、より重要性が低い）事実である。〔Ibid., p. 20（）は原文のまま（以下同様）〕

ここでは食品が人にもたらす最も重要な事柄は、彼の栄養が満たされることであり、それが彼自身の希望するやり方によつて達成されたか否かということではないと述べられている。換言すれば、食品により栄養が満たされることという機能の達成に対して、その過程で選択の自由としてのケイパビリティが行使されたか否かということは副次的な問題ではないはずである、というのがここでの彼のセンに対する批判の要点である。

そして、以上のような批判を展開した上で、コーエンは自身の構想とケイパビリティ・アプローチの相違について次のように述べる。

アドバンテージへのアクセスの平等においては、規範的な強調点は、ケイパビリティそれ自体ではなく、ある人が自己の過失によらないのに、差し迫つて必要なものを欠くことがないという点に置かれる。必要なものに到達するためのケイパビリティは、こうした欠如にさいなま

れないための十分条件ではあっても必要条件ではない。私の見解は、健康、栄養、住居といったものへの平等主義的関心の真のあり様に（ケイパビリティの平等と比べ）よりよく合致していると思われる。[ibid, p. 28]

先にも触れたように、コーエンにとって平等主義的正義の根本にある目的は非自発的な不利益の排除である。上記の一節の冒頭では、その目的に照らして是正されるべきは、ある人が自己の過失によらないにもかかわらず、生活にとって必要不可欠なものを欠いている状況であると言われる。そして、彼のアドバンテージへのアクセスの平等が、まさにそうした状況を是正するために提示されたものであることが強調されている。引用の後半部について説明する前に、まずこの点について確認しておきたい。

コーエンの構想は、二段階の過程により上記の状況を特定し、それを是正することを目指す。まず様々な観点からもたらされる情報のうち、各人の暮らしにとって必要不可欠なものに関する情報のみが、アドバンテージのうちに組み込まれることになる。換言すれば、人のある面での不足や不平等はそのままで直ちに社会的是正の対象となるわけではなく、彼の生活の質に実質的な影響を与える限りで、アドバンテージの不足として、つまり是正の対象となる不足として捉えられることになる。

しかし彼の構想においては、ある不足がたとえアドバンテージの不足として認められたとしても（つまり人々の生活の質に

重大な影響を与えるものと見なされたとしても）、そのことが直ちに社会的是正の要求を喚起するわけではない。というのもこの構想においては、次に、その不足が彼自身の怠慢や不注意によって生じたものかどうか「アクセス (access)」という観点から査定され、彼の過失によるものではない場合にのみ補償が要求されるからである。このアクセスとは形式的機会以上の実質的機会のことであり、人が実際にある事物を獲得・達成可能な状況にあることを表す概念である。[Cohan 1989 pp. 916-917 / p. 941] コーエンは、もしある人が被っている不足や不平等が、彼がアクセスを持つ事物に関する不足や不平等であるなら、それらは彼自身の過失によって生じたものであると判断する。というのも、そのとき彼は自分ができる範囲での努力を惜しみさえしなければいつでもその事物を得られたのに、そうしなかったためにそれらの事物を欠いていると言えるからである。つまり、コーエンにとってある不足が社会的補償の要求に値するのは、それがアドバンテージの不足であると同時にアクセスの欠如の結果でもある場合だけである。[ibid, p. 920]

このように、コーエンの構想は不利益の是正の要求に二重の制約を課すものであり、人々が必要な事物を（理不尽な事情により）欠くことがないための最低限の社会的補償の要求ではない。¹²⁾ それに対してセンのアプローチでは、単に機能という必要な事物が達成されることではなく、その達成の過程において選択の自由としてのケイパビリティが保障されることに主眼が置かれる。つまり、センのアプローチにおいては、必要な事

物を欠く人々がそれらを各人の望む仕方でも達成・獲得できるよ
う彼らに選択の自由を保障することが、社会的補償の場面にお
いて最も中心的な課題なのである。その意味でこのアプローチ
は、まさにコーエンが指摘しているように、人が必要な事物を
欠くことがないための「十分条件」の実現を志向していると言
える。そして、こうした特徴づけの上でコーエンは、先の引用
箇所の最後において、非自発的不利益の排除という平等主義の
目的に根差した関心——人が必要な事物を理不尽な事情により
事欠かないこと——により忠実なのは自己の構想だと主張する。

四、正義の状況に対する配慮

以上のようにコーエンは、自身の正義の構想を必要最低限の
補償の要求として特徴づけ、その立場から選択の自由の保障を
中心的な課題とするセンのアプローチを過剰な要求として批判
する。というのも、彼にとつて機能の達成の過程における選択
の自由は、機能の達成それ自体に対して二次的な意義しか持た
ないからである。つまり、コーエンは人々が被る不利益を是正
し彼らの生活の質の向上を図る上で、選択の自由の保障という
課題が持つ重要性に関して、センと根本的に異なる見解を有し
ているのである。本章では、こうした見解の背後にあると思わ
れるコーエンの考えを考察する。

先述のとおり、アドバンテージへのアクセスの平等が要求す
るのは、人々が理不尽な不利益を被らないための最低限の社会

的補償でしかない。その意味で、もし正義が最も理想的な分配
状況の特定（どのような事物が満たされていれば人々の暮らし
は最も望ましいものになるかを示すこと）という課題のみに関
わるなら、コーエンの構想はセンのそれに及ばない。なぜなら、
人が必要な事物を事欠かないための「十分条件」を提示するセ
ンのアプローチのほうが、そうした欠如にさいなまれないため
の最低限の条件しか要めないコーエンの構想より明らかに理想
的な状況を描いているからである。

しかし、正義をめぐる議論はそこで終わりではないはずであ
る。それは同時に、現実社会の様々な制約の下でそうした理想
的な分配を実現するための道筋を示すものでもなければならな
い。というのも、正義が求められているのはまさにこの現実社
会においてに他ならないからである。そして、この二つの課題
に並行して（しかも整合的に）取り組もうとすれば、理想的な
分配の条件を提示するにあたつても実践的な制約が何らかの形
で考慮されなければならないだろう。⁽³⁾ コーエンが自己の構想
を、必要最低限の社会的補償の要求として規定したのは、そう
した実践的な制約の一つとしての「正義の状況 (the conditions
of justice)」——財が希少で、かつ人々の寛容さに限りがある
ために様々な利害の衝突が生じる状況 (Cohen 1995 pp. 140-
141. footnote 57) ——に配慮するためであったと思われる。⁶⁾
我々の社会においては、すべての人の要求を満たすほど財が
豊富にあるわけではなく、人々は他者のために自己の取り分が
減ることに何の反感や不満も抱かないほど利他的で寛容なわけ

ではない。そうした社会では、不利益を被る人々に対する社会的補償は、有り余るストックから彼らに追加的に財を給付するという形ではなく、相対的に恵まれ、かつ自分の取り分が減ることを快く思わない人々から彼らに財を移転するという形で行われる。その際、相対的に富裕な人々は、自分が汗水垂らして得た所得が怠慢のせいで貧しい人の必要を満たすために取り上げられるとしたら、あるいは責任を問えない事情により貧しい人の場合でも、彼の嗜好のための費用まで負担させられるとしたら、それに協力することを拒むだろう。つまり正義の状況にある現実の社会においては、社会的補償の要求の正当性が厳しく問われるのである。コーエンが自己の構想において社会的補償の要求の範囲を、怠慢や不注意の結果ではない必要な事物の欠如に限定し、自由の保障という課題に対して二次的な重要性しか認めなかったのは、以上の事情からであると思われる。つまり、彼は正義の状況に特徴づけられた現実社会において、平等主義的な分配の実現可能性を確保するためには、分配上の要求は理想的であるよりもまず正当で誰にとつても抗い難いものでなければならぬと考えたのである。

だがさらに付け加えると、彼はこうした限定のみによつて正義の社会的実現が保証されるとは考えていない。というのも、たとえ社会的補償に関するルールが正当なものであつたとしても、利他性や寛容さに限りがある人々が実際にそれを支持し、それによつてそのルールが有効に運用されるか否かは依然として不確定だからである。ここから彼は「正当なルールと、正当

なルールにより設定された枠組み内での正当な個人的選択との双方が分配的正義には必要」という立場に立ち、人々を正義に適つた行為・選択に導くための「社会的エトスの変化」(change in social ethos)という課題に取り組みに至る。[Cohen 2000, p. 3] のように、コーエンは正義の社会的実現を重視する立場から、現実社会を特徴づける正義の状況を深刻に捉え、それにいかに対処するかという関心の下に正義に関する考察を進めたと言える。彼が自由を中心的な価値を認めるセンのアプローチを批判し、必要最低限の補償にこだわつたのはこの関心のためであつたと考えられる。

コーエンの自由についての見解の背景に関する以上の考察は、彼が分配的正義の問題に取り組みにあつて抱いていた当初の関心を踏まえると、一層の説得力を持つと思われる。その関心とは、マルクスが示した平等主義的な分配のアイデア(「各人にはその必要に応じて」)を、その実現のための前提とされた将来の共産主義社会——ここでは生産力の飛躍的な向上により財の希少性が解消され、人々が財の取り分をめぐつて争う必要がなくなつている——から切り離した上で再提起することである。

コーエンは『ゴータ綱領批判』における共産主義社会に関する記述を踏まえた上で、マルクスにおいては、高次の共産主義社会における財の希少性の解消が、すべての人の必要に応える平等主義的な分配の実現を可能にするための前提であつたと指摘する。コーエンによればこの考えは、財の希少性が存続する限り、寛容さに限りがある人々の間では財の取り分をめぐる対

立が絶えることはなく、それゆえ平等な分配の実現は望めない、というマルクスの社会的可能性に関する悲観的な認識と表裏の関係にある。つまり、コーエンの理解に従えば、正義の状況に特徴づけられる現実社会における平等な分配の実現可能性に関して、マルクスは極めて否定的な認識を抱いていたのである。

[Cohen 1995 pp. 10-11]

しかし、共産主義社会の実現が今日にあつてはますます望みのないものになりつつある以上、⁽⁴⁾マルクスの理想的な分配のアイデアを支持し続けるためには、彼の悲観的な認識から離れ、現実社会における平等の実現に一縷の望みを託すしかない。そしてそのためには、現実社会を特徴づける正義の状況に正面から取り組まなければならない。[ibid. p. 11] コーエンが、分配的正義の問題に取り組むにあたって抱いていたのは以上のような問題意識であつた。このことを念頭に置けば、彼が自己の構想を必要最低限の社会的補償の要求として特徴づけ、その立場から必要な事物の達成・獲得の過程における選択の自由の保障に主眼を置くセンのアプローチを批判した背景に、正義の状況の克服という課題に対する配慮が存していたことは明らかであると思われる。

結

以上、本稿では、人々の実際の生活に即した分配の評価基準を用いることで彼らが真に直面している不利益を正確に把握し

ようと試みる点において、共通した問題意識を有していると思われるコーエンとセンの間に、望ましい事物の達成・獲得の過程における選択の自由の位置づけに関する対立が存することを明らかにした。そして、この対立をもたらず主たる要因として、本稿では、コーエンが正義の状況の克服という課題を念頭に置きつつ自身の正義の構想を形作つた点を指摘した。また、この点から翻つて考えれば、社会的補償の場面における選択の自由の保障を重視するセンの構想においては、正義の状況の克服という課題が十分に考慮されていないと言えるかもしれない。⁽⁵⁾つまり、コーエンとセンの両者の構想の間の自由をめぐる対立を、正義の状況の克服という課題に対する配慮という観点から特徴づけることができるのではないか、というのが本稿の最終的な結論である。

参考文献

- Cohen, G. A. 1989 "On the Currency of Egalitarian Justice" *Ethics* vol. 99 no. 4 pp. 906-944
- Cohen, G. A. 1995 *Self-Ownership, Freedom, and Equality* Cambridge University Press (G・A・コーエン 松井暁・中村宗之 訳 二〇〇五年『自己所有権・自由・平等』青木書店)
- Cohen, G. A. 2000 *If Your Egalitarian, How Come You're So Rich?* Harvard University Press (G・A・コーエン 渡辺雅男・佐山圭司訳 二〇〇六年『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなに大金持ちなのですか?』こぶし書房)

Cohen, G. A. 2009 "Equality of What? On Welfare, Goods, and Capabilities" in M. Nussbaum and A. Sen(ed.) *The Quality of Life* Oxford University Press pp. 9-29

Sen, A. K. 1982 *Choice, Welfare and Measurements* Basil Blackwell (アマルティア・セン 大庭健・川本隆史訳 一九八九年『合理的愚か者——経済学Ⅱ倫理学探究——』劉草書房)

Sen, A. K. 1985 *Commodities and Capabilities* Elsevier Science Publishers (アマルティア・セン 鈴木興太郎訳 一九八八年『福祉の経済学——財と潜在能力——』岩波書店)

Sen, A. K. 2009 *The Idea of Justice* Belknap Press of Harvard University Press (アマルティア・セン 池本幸生訳 二〇一一年『正義のアイデア』明石書店)

上山敬輔 二〇〇四年『潜在能力アプローチとアマルティア・センの人間観との関係』『地域経済政策研究』(四・五号合併号) 一六九〜一八六頁

荒巻英司 二〇〇八年『アマルティア・センの潜在能力アプローチ 批判(1)』『千葉大学人文社会科学研究』(二六号) 二八一〜二八八頁

註。[Cohen 1989 p. 906]

(2) このように言うと、コーエンの構想がかなり弱いタイプの平等の要求に過ぎないような印象を与えてしまうかもしれない。しかし、実際にはそれは、効用に関する情報に基礎を置く厚生主義的な分配の諸構想とロールズやドゥオーキンに代表される資源(財)ベースの分配の諸構想のいずれに対しても、より強い平等の要求として特徴づけることができる。というのも、それは、単一の観点から人々の境遇を評価する従来の諸構想においては汲み取ることができなかった不利益を考慮する点で、また形式的機会ではなく実質的機会の保障を追求する点で、それらの諸構想よりも徹底した平等主義的な分配の構想であると言えるからである。[この点に関しては、拙稿「G・A・コーエンの分配的正義の構想——アドバンテージとアクセス——」『哲学・思想論叢』(三〇号) 一五〜二九頁参照]したがって必要最低限の要求という特徴づけはあくまでもセンのアプローチと比較した場合に限った表現である。

(3) 注意しておかなければならないのは、センもまたこうした問題意識を抱いており、理想的な分配状況の特定にとどまらない正義の社会的実現に焦点を合わせた構想を企図していることである。彼は、ホッブズ、カント、ロールズらに代表される正義に関する社会契約論的なアプローチ(セン自身はこのアプローチを「先験的制度尊重主義(transcendental institutionalism)」と呼ぶ)が、正義をめ

註

(1) コーエンは「アドバンテージへのアクセスの平等」という分配の構想をはじめて提示した論文において、その構想が平等に関する諸問題をめぐるセンの取り組みに対する「応答(an answer)」の意味を持つことをはっきりと述べてい

ぐる議論を、完全に公正な社会的規則や制度のあり方を記述するという課題に限局し、人々の実際の行動や社会的相互作用などの非制度的要因によって影響を受ける正義の社会的実現そのものに焦点を合わせた理論とはなっていないことを問題視する。その上で、彼自身はそうしたアプローチの対極にある「実現ベースの比較 (realization-focused comparison)」という立場をとることを表明している。[Sen 2009 pp. 5-8] このように正義の社会的実現を志向する彼が、後述するように、「正義の状況」という実践上の制約に対して、(少なくともコーエンほどには) 深刻な認識を抱いていないことは興味深い問題である。この問題に関しては、センの社会観や人間観も含めたより包括的な視点から改めて考察することとしたい。

(4) コーエンはこの理由として、マルクスが社会主義的変革の主体として想定したプロレタリア階級の規定に正確に合致するような労働者の集団が現在の先進資本主義社会にはもはや存在しないこと、そして生産力の飛躍的な向上による富の無制限の増大というマルクスの仮定が、地球規模の資源の減少によって修正を余儀なくされていることの二つを挙げてゐる。[Cohen 1995 pp. 7-9]

(5) この点に関しては、センのケイバリティ・アプローチの問題点を詳細に検討した荒巻英司「アマルティア・センの潜在能力アプローチ批判(1)」の次のような指摘に注目するべきであろう。「センの潜在能力アプローチでは、個人間

に戦略的相互依存関係が存在している社会状況を福祉の分析対象から外してしまっていた。それゆえに、センの潜在能力アプローチは、人々の利害が対立している状況を考察範囲外としている点で、福祉の理論としては不十分なものであると結論付けることができるのである。」

[荒巻 一〇〇八 一八七頁 傍線は引用者による]

(その・たつや 筑波大学大学院)